

ID: 278

担当部署: 上下水道局

処分の概要	負担金及び分担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例 第8条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第157号		
【根拠条文】 (減免) 第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金及び分担金を徴収しないものとする。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金又は分担金を減額し、又は免除することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている受益者又はこれに準ずると認められる受益者 (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (6) 前各号に掲げる受益者のほか、特に減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者 3 前項の規定による減免の基準は、規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日